

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和7年11月13日(木)			
会議時間	開会	午前9時59分	閉会	午前10時53分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 佐藤幸淑		副委員長 千葉幸男	
	委員 皆川千秋		委員 千葉誠	
	委員 猪股晃		委員 岩淵優	
	委員 門馬功		委員 小野寺道雄	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 千葉栄生 委員			
事務局職員	菊池主任主事			
紹介議員	なし			
出席説明員	小野寺まちづくり推進部長ほか1名、中田花泉支所長ほか1名、佐藤大東支所長ほか1名、千葉藤沢支所長ほか1名			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 ・公の施設の廃止に伴う条例案の提出について ・調査項目等について			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和7年11月13日

(開会：午前9時59分)

委員長：ただいまの出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会いたします。

千葉栄生委員より欠席の旨、届出がありました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりであります。

本日の委員会には、説明員としてまちづくり推進部長、花泉支所長、大東支所長、藤沢支所長の出席を求めました。

これより所管事務調査を行います。

初めに、公の施設の廃止に伴う条例案の提出についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：本日は、まちづくり推進部所管の公の施設の廃止に伴います条例案の提出をさせていただきたいということで、説明をさせていただきます。

なお、それぞれの各地域で管理をしている施設もございますので、今日は当職以外に花泉支所長、大東支所長、藤沢支所長も出席をしております。

全体の説明を私のほうからさせていただいて、質問等があれば、それぞれ対応させていただきます。

それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず説明の趣旨ですが、一関市公共施設等総合管理計画の第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針を定めており、この方針で令和8年度末までに廃止を検討する施設があります。

そのうち、スポーツ施設3施設、それからコミュニティセンター1施設を令和7年度末で廃止する見込みとなりましたことから、今回説明をさせていただきます。

資料については、事前にデータで送った分に誤り等がありましたので、紙ベースのほうでお願いいたします。

2の廃止する施設の概要とその理由であります。

まず、スポーツ施設ですが、(1)一関地域の尾花が森キャンプ場であります。

こちらは昭和53年に設置して、現在47年経過しております。

年間の利用者数の推移ですが、こちらの施設は利用申込みが不要であるため、利用者数を把握していない状況であります。

ただ、令和6年に萩荘市民センターが地区住民を対象に行ったアンケートがございまして、その結果では、地区住民の利用がほとんどないというような状況でございました。

この廃止の理由ですが、利用が少なく施設の老朽化も進み、今後は施設の維持及びサービスの提供が困難だというようなものであります。

(2) 花泉地域の花泉運動公園キャンプ場であります。昭和62年に設置し、38年が経過しております。

年間の利用者数の推移であります。記載のとおり令和6年から令和4年まで記載をさせていただいておりますが、年々減少をしているというような状況であります。

廃止の理由であります。利用が少なく施設の老朽化も進み、今後は施設の維持及びサービスの提供が困難だというようなことでもあります。

(3)については、大東地域の施設であります。

伊勢館公園テニスコートにつきましては、昭和59年に設置したもので、42年が経過しております。

テニスコート、クレー3面がある施設です。

年間利用者数の推移であります。こちらも令和6年、令和5年、令和4年というようなことで記載しておりますが、こちらも年々減少をしているというような状況であります。

廃止の理由ですが、利用が少なく、施設の老朽化も進み、今後は施設の維持及びサービスの提供が困難であり、かつ近隣の類似施設への機能集約が可能だというようなことで今回廃止をしようとするものです。

続きまして、コミュニティ施設であります。

(1) 藤沢地域のコミュニティ体育館徳田ふれあいランドであります。

こちらにつきましては、昭和32年に旧藤沢町立徳田小学校体育館として建設されたもので、平成元年に改築をしております。

建築から68年、改築から37年経過しております。

年間の利用者数の推移であります。令和6年、令和5年、令和4年というようなことで記載しております。

若干、利用者が増えている状況ではありますが、1,000人程度であります。

廃止の理由であります。施設の老朽化が進み、今後は施設の維持及びサービスの提供が困難であり、かつ、近隣の類似施設への機能集約が可能だというようなことでもあります。

3は住民説明等の経過を記載させていただいております。

まず、尾花が森キャンプ場であります。

令和4年度から地元関係者、区長、それからここには忠魂碑もありますので遺族会、それから地域協働体などへの説明や懇談会を開催しております。

キャンプ場の廃止については、令和6年度中に合意を得たところでありますが、地元の区長から、公園としての存続はできないかというような要望があり、公園化を検討していた経過がございます。

ただし、この検討をしましたが、今後の利用が見込めないというようなことで、公園としての存続はできないことの考えを令和7年10月に地元区長、それから地域協働体役員へ伝え理解をいただいたというようなものであります。

花泉運動公園キャンプ場であります。

こちらも、令和4年度に花泉地域の7会場で開催した公共施設の見直しに係る懇談会、それから令和6年度に花泉住民を対象に開催した施設の廃止等に係る説明会におきまし

て、このキャンプ場の廃止について説明をし、反対意見はなかったというような状況であります。

伊勢館公園テニスコートであります。

こちら、令和4年度にテニスコートの利用者へ施設保有の見直し方針について説明をし、また令和5年度には、指定管理者であります興田地区振興会の役員へ廃止について説明し、反対意見はなかったというようなところでもあります。

なお、興田地区振興会で発行している振興会だよりにて、地区の全世帯にもこの廃止について周知が行われているところでもあります。

コミュニティ体育館徳田ふれあいランドであります。

こちら令和4年度、令和5年度に指定管理者、こちらは徳田地区住民自治協議会になりますが、施設保有の見直しについて説明を行っております。

また、令和6年度に徳田地区住民を対象とした地区懇談会で説明をしております。

令和7年8月になりますが、指定管理者からコミュニティ体育館の廃止の同意を得たところでもあります。

4の施設の廃止後の状況ということではありますが、どのように管理していくかというようなことになりますが、尾花が森キャンプ場と、(4)のコミュニティ体育館徳田ふれあいランドについては、用途廃止し普通財産としての管理とする予定であります。

それから(2)、(3)のキャンプ場、テニスコートになりますが、底地が公園の一部となっておりまして、管理については今後検討することとしております。

議案としての提案ではありますが、先ほど説明をしなかった2に記載しております議案名で、12月通常会議に提案をさせていただきたいというものであります。

この資料についての説明は以上です。

よろしく願いいたします。

委員長：当局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に、発言をお願いいたします。

小野寺委員。

小野寺委員：まず何点かお伺いしますが、説明の趣旨にありました令和8年度末までに廃止を検討するという施設のうちということなのですけれども、廃止を検討するスポーツ施設というのは全体で何施設あって、そのうちの3施設になる、その辺の状況について説明をお願いしたいと思います。

それから、もう一つは廃止後の状況について、キャンプ場とテニスコートの分については、管理は今後検討するというように説明があったところですが、花泉運動公園キャンプ場の場合は一関市スポーツ協会が指定管理を受けている内容になっているというように推測するのですが、伊勢館公園テニスコートについてはどこで管理していて、管理について今後検討するというのは、現在、それぞれの運動公園の施設の管理者に委託するという方向で検討するのか、それとも別途考えているのか、その辺の状況について説明をお願いします。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：令和8年度末に廃止を予定としておりますスポーツ施設は7施設ございまして、そのうち3施設を令和7年度末で廃止を予定としております。

委員長：中田花泉支所長。

花泉支所長：私からは、花泉運動公園キャンプ場の今後の管理についてお答えいたします。

廃止後の管理につきましては、現時点ではどのような公園の機能として持たせるか、あとは管理につきましても、その部分については指定管理になっておりませんので、その在り方についても検討させていただきたいというように考えております。

委員長：佐藤大東支所長。

大東支所長：私からは、伊勢館公園テニスコートの廃止後の管理について説明をいたします。

こちらの施設は、現在、隣接する興田市民センターで指定管理をしております、廃止後につきましては、今、地域協働体とも利活用の方策等々について相談しているところで、公園の一部ということで、公園担当のほうの管理に移すか、場合によっては、その利活用の方法によっては地域協働体のほうに引き続き管理をお願いするか、そういうような状況でございます。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：そうすると、令和8年度末までに7施設を検討するというようにあった中で、今回3施設を廃止する、残りの施設名はどの施設なのか、その辺の詳細について説明をお願いしたいということと、花泉運動公園キャンプ場というのは直営でやっていたのかどうかというところを確認したいと思います。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：先導的取組方針で廃止対象としている施設でありますけれども、体育館といたしましては、体育館1施設、弓道場1施設、グラウンドが1施設、テニスコートが2施設となっており、具体的に名前を申し上げます。

廃止を予定している施設につきましては、花泉第2体育館、花泉弓道場、春日グラウンド、花泉テニスコート、伊勢館公園テニスコート、尾花が森キャンプ場、花泉運動公園キャンプ場、これらがスポーツ施設で令和8年度末で廃止を予定としている施設でございます。

今回含まれない施設につきましては、住民合意をまだ得られていないという理由から、更新の方向で進めているものでございます。

委員長：中田花泉支所長。

花泉支所長：花泉運動公園キャンプ場の管理ですけれども、こちらは指定管理でお願いする施設となっており、一関市スポーツ協会のほうに指定管理でお願いしております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：4番の施設廃止後の状況(1)と(4)は、普通財産としますとありますが、この次のステップはどうなりますか。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：私から一関地域の尾花が森キャンプ場についてお話をさせていただきます。
現時点につきましては、この尾花が森キャンプ場を欲しいという個人、団体等もございませんので、どこからも貸付けの要望もございませんことから、当面は普通財産として市での管理となるものでございます。

委員長：千葉藤沢支所長。

藤沢支所長：4番のコミュニティ体育館徳田ふれあいランドも同様でして、特に今のところ次の用途ということは決まっておりませんので、支所で管理をしていくというような形になっております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：(1)、(4)は御説明いただきましたけれども、普通財産にして大体の管理費用は、年間どのぐらい発生することになるのでしょうか。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：尾花が森キャンプ場につきましては、普通財産ということでございまして、行政財産とは違って積極的な管理をするものではなくて、今のところ特段予算計上をしているものではございません。

尾花が森公園につきましては、流木などもございますので、もし何かしら、隣地に倒木の危険があるというような場合には、緊急的な予算措置をして対応していきたいというように考えております。

委員長：千葉藤沢支所長。

藤沢支所長：普通財産になりますと、電気水道等も全て停止ということになりますので、そうい

った経費については、基本的には建物共済に係る費用のみとなります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：最後に(4)の建物ですけれども、これはいつ解体する予定になっているのでしょうか。

委員長：千葉藤沢支所長。

藤沢支所長：コミュニティ体育館徳田ふれあいランドについては、今のところ特に解体の予定はございません。

委員長：門馬委員。

門馬委員：伊勢館公園テニスコートとコミュニティ体育館徳田ふれあいランド、近隣の類似施設への機能集約が可能であるとなっているのですが、これはどこを想定しているのでしょうか。

委員長：佐藤大東支所長。

大東支所長：伊勢館公園テニスコートについてですが、近隣の類似施設というのは大原にあります、大東支所の裏にあります春日公園テニスコートを予定しております。

委員長：千葉藤沢支所長。

藤沢支所長：徳田ふれあいランドにつきましては、近隣の類似施設は、同様のコミュニティ体育館として藤沢地域内に保呂羽地区というところがございまして、そのコミュニティ体育館がございまして、また、学校体育施設の開放事業のほうも紹介したいというように考えております。

委員長：猪股委員。

猪股委員：尾花が森キャンプ場なのですけれども、普通財産ということで1点確認ですが、尾花が森という施設は、ほかに施設はなかったものか、何か公園のようになっていたようにも思うのですけれども、キャンプ場のみのものだったのかということを確認したいと思います。

それから(4)のコミュニティ体育館徳田ふれあいランドなのですけれども、今後の維持管理というのは、徳田の市民センターから切り離す、今は指定管理になっているのですけれども、そこを切り離すというようなイメージでいるのか、切り離した場合、誰がその管理を担っていくのかということを確認したいと思います。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：まず尾花が森キャンプ場の施設でありますけれども、キャンプ場の施設といたしましては、屋外調理場、ポンプ室、トイレ、あずまやがございますし、それとフィールドアスレチックがあります。

木製コンビネーション遊具でありますけれども、これらにつきましては廃止後は撤去する予定としてございます。

委員長：千葉藤沢支所長。

藤沢支所長：委員がおっしゃるとおり、指定管理、現在は徳田地区住民自治協議会で、徳田交流館とコミュニティ体育館徳田ふれあいランドと2つ管理をお願いしておりますが、それを切り離して、今後は徳田交流館のみ指定管理をお願いする予定としております。

あと、廃止後につきましては、市のほうで管理をするということになります、普通財産として。

委員長：猪股委員。

猪股委員：再確認ですけれども、尾花が森キャンプ場という施設で、フィールドアスレチックなど全部あって、キャンプ場ということ廃止することによって、その全体の施設がなくなっていくということによろしいかということで、そこは了解しました。

それから4番なのですけれども、今までの行政体の行政側の対応として、例えば小学校が廃止になった、普通財産になりました、地域の人たちで草刈りをしていただきたいと。

それは地域の要望であったり、折り合いをつけて何がしかの経費をいただきながらやるということも含めて対応しているというパターンがあるのですけれども、往々にして、普通財産になりました、切り離しました、誰が管理するのですかというような話になった場合に、隣接する徳田の市民センターというのは、隣接しているかどうかは不明ですけれども、地域住民にとっては草ぼうぼうで景観上も悪い、当面、施設は壊さないというような状況になってくると、果たしてしっかりと、苦情がないように管理ができるのかと非常に疑問を感じております。

今の小学校の跡地ですら、そのような苦情が出ております。

普通財産にするのはいいのですけれども、その後の管理というような部分については非常に曖昧になっている。

本来は全部行政体でやらなければいけないのでしょうかけれども、その辺のその考え方というか、どのように行政で考えているのかということを確認したいと思います。

委員長：千葉藤沢支所長。

藤沢支所長：おっしゃるとおり、学校跡地が多くございまして、藤沢地域でも幾つかあるのです

けれども、既に指定管理等はしておらず、市のほうで普通財産として管理している旧校庭につきましては、やはり地域の方々の御協力をいただきながら草刈り等を行っているというのが実態でございます。

ですので、今回の徳田の場合でも、本来は市でやるべきところではあるというのはそのとおりではあるのですけれども、地域の方々に御協力をいただきながら管理していきたいというように考えております。

委員長：猪股委員。

猪股委員：今おっしゃられたように、それは徳田ふれあいランドだけではないのだと思うのですけれども、行政体として、もちろん地域の人たちも、自分たちは手を出さないという話ではないと思うのですけれども、その人件費分はやらなくても、ガソリン代、油代くらいはという部分も含めて、たくさんそういう施設が今後出て来ますよね、廃止の検討がなされていくということになると。

そこは行政としてどのように管理をしていくかということをし、ルールというわけではないのですけれども、体制を、考え方を整理していただいて、対応をお願いしたいと思っております。

特に何か回答があれば聞いてみたいと思いますけれども、一応、要望でございます。

委員長：千葉藤沢支所長。

藤沢支所長：昨年度から地域の御協力をいただく際に、報償費として、ガソリン代といいますか、草刈り機の燃料代等に相当する額は、若干はお渡しして、その中でやっていただくというようなことを実際行いましたので、その辺りはこの徳田についても同じように、地域に対してのそういった実費分というところは考えていきたいと思っております。

委員長：千葉誠委員。

千葉（誠）委員：尾花が森キャンプ場なのですが、用途廃止して普通財産にするということなのですが、先ほどの続きでもあるのですが、その用地に対して草刈りとかそういったことはする予定があるのか、荒れ放題になるのか教えていただきたいと思っております。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：先ほど申し上げましたが、普通財産というようなことでございまして、基本的には施設を閉鎖いたしまして、立入り、一般開放はさせないこととしておりますので、草刈り等は行わないこととしておりますけれども、ただ、どうしても草がたくさん生えまして、周囲に対して何かしらの支障となる場合には、予算措置をして草刈り等も行うこととしております。

あとは、現状、忠魂碑がございまして、その忠魂碑を遺族会の方が定期的に保護さ

れておりますので、遺族会の方々が自主的に草刈りをするというような話を伺っております。

委員長：千葉誠委員。

千葉（誠）委員：忠魂碑の周辺の草刈り、遺族会の方々がやられるということに対しては、油代などは支給されるのですか。

委員長：平石スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：忠魂碑でございますが、萩荘村の古い経緯と申しますか、その時代から敷地内に忠魂碑がございまして、忠魂碑というのいろいろな背景があるわけでございますけれども、本来であれば公共施設内に忠魂碑があるというのがいかなものかというような議論がされております。

特段、忠魂碑が行政目的ではございませんので、どうしても市のほうからそういった経費を出すことは難しいのですが、ただ、地域協働体のほうで、遺族会の方が草刈りをするのであれば、そういった燃料費などは地域協働体のほうで幾らか負担をするというような話が進められているというように伺っております。

委員長：皆川委員。

皆川委員：今回、令和8年度末までに廃止を検討する施設が幾つか今お伺いしましたけれども、そして決定したものの処置も今こちらのほうでお伺いしましたが、保留になっている建物等につきましては、使用を続けるということだと思っておりますけれども、それに対して廃止の検討ということになれば、老朽化というものも考えられての廃止の提案ということになりますと、今後また使用するとすれば利用者なりがいらっしゃると思うのですが、その辺の危険度というか、使っていて危ないとかそういう面は大丈夫なのでしょうか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：全体的なお話で回答させていただきますけれども、今回、老朽化しているというようなことで建物をすぐに解体はできないのですが、いずれ危険のないように、利用はしないというようなことで、そこに入ったりというようなこともしないように。危険が及ばないような管理をしていくというようなことであり、普通財産ですので、もし、この建物絡みで必要だという方がいれば、それは譲渡の対象とはなると思いますが、基本的には市が管理している以上は、老朽化しているというようなことで危険だというような判断をさせていただいて、今後、解体、撤去していくというようなことになるといように考えております。

委員長：少し、趣旨が違うように思います。

残った施設の利用が大丈夫かということについて答弁をお願いします。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：失礼しました。

残った部分というのは、これから廃止の対象、検討する施設となっていますので、引き続き検討していくというようなことにはなりません。

あとは、廃止になるまでは利用する施設になりますので、きちんと危険のないように管理していくというようなことになります。

委員長：そのほかはございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑を終わります。

以上で、公の施設の廃止に伴う条例案の提出についての調査を終わります。

部長、支所長をはじめ、職員の皆さんお忙しいところありがとうございました。

職員退出のため暫時休憩します。

(休憩 10 : 34～10 : 43)

委員長：それでは再開します。

次に、調査項目等についてを議題とします。

初めに事務局より説明させます。

菊池書記。

書記：常任委員会は2年を任期としており、その2年間の中で政策提言に向けて調査をするというベースがございます。

そのため、まずは、各委員の皆様にご覧に調査をしたい項目などをリストアップしていただき、調査項目を定めていただきたいと思いますと考えております。

これから進めていく中で、政策提言をする・しないの決定や、改選前に提出した空き家を活用した空き家対策に関する政策提言書について、市政への反映状況や進捗状況を、代表質問でただしていくための意思統一も委員会として進めていただき決定していただくようになります。

このことも踏まえながら、2年間という限られた期間の中で、今後の所管事務調査を進めていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

なお、一関市議会の政策提言等の実施に関する指針及び改選前に提出した提言書についてはタブレットに掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

簡単ではございますが、説明は以上です。

委員長：それでは意見交換を行います。

政策提言についてや代表質問などについては、今後調査を進めていく中で、協議をしながら決定することとしまして、まずは当委員会においても調査項目を定めて調査していくこととしたいと思いますが、こちらに関して御意見などございますでしょうか。

委員長：猪股委員。

猪股委員：空き家の政策提言の関係で、皆さんに今後の進め方といたしますか、政策提言書を出しました、進捗状況を確認しますというのはいいのですけれども、どのようにそれを確認していくのか。

代表質問まで持っていくというような話になってくると、皆さんで委員間討議をして、いろいろな御意見をいただきながら、それを基に代表質問と。

ただ、私自身が総務常任委員会ではなかったので、提言書の読みこなしをしなければなりませんし、場合によっては、分からない部分について当局側の説明を受けるということも出てくるのではないかと考えております。

なので、9月通常会議の代表質問までのプロセスとして、どのような形で政策提言の進捗状況を確認していくのかという部分について、プロセスといたしますか、私たち自身がどのように向き合っていけばいいのかというようなことを、決めていく必要があるのではないかとございます。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：政策提言しても当局が全然動かないとすれば、予算措置もしない、組織も変えない、人も動かさないようなことが起きれば、何でそうしないのというようなことになるのだけれども、当局が動かなければ質問のしようがない。

委員長：猪股委員。

猪股委員：なぜ動かないかというような部分については、追及していくというか、そういうような質問にはなるのかというのは思うのですけれども。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：今の件なのですけれども、前期の委員の皆さんで提言を3つ出しています。

ここがはっきりしているので、今、猪股委員がおっしゃったところも含めて、どういうステップでいくのか。

何といたしますか、チェックリストではないのですけれども、何をやっている・やっていないですとか、問題は何か、課題が何かですとか、そういうことを、この3つの提言それぞれに確認をしていく。

あと、千葉幸男委員が言ったところも含めて、全く動きがない場合に何で動かないのかということ言うか言わないかも含めて、恐らく令和8年9月の本会議を目指して、

まずは、代表質問をしますか、しませんかというところから始まるのでしようけれども、もしやるとなれば、そういうステップを踏んで、こういう形で確認していきましようということをおみんなで合意をしていく。

そういう話合いが委員会の中で必要だと私は思います。

委員長：そのほか何か御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、今、猪股委員、岩淵委員から今後のスケジュール、今までの過去の振り返りも含めたスケジュール感をどうしていくのかというようなお話がございました。

私もそれは必要だと、スケジュール的な部分も含めてどのような方向で今後進めていくのかということ、きちっと見える形にするべきだということには思いましたので、今の御意見をいただいた中で、この調査事項の進め方も含めて、副委員長とも相談をさせていただきながら、今後の委員会で皆様方にお示しをしていきたいと思ひます。

では、調査項目、そして代表質問等の今後の総務常任委員会の進め方、スケジュールというものを精査して、皆様にお示しをさせていただきたいと思ひます。

そのほか意見はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ意見交換を終わります。

お諮りいたします。

当委員会においても、調査項目を定め調査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう進めてまいります。

次に、調査項目について、意見交換を行います。

この場で直ちに調査項目を協議するというのは非常に難しいと思っておりますので、各委員の皆様から2項目を上限に調査項目を御提案いただいて、後日の委員会で協議をしたいと思ひますが、こちらに関して御意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようですので、これで意見交換を終わります。

お諮りします。

当委員会の調査項目について、各委員から2項目を上限に、調査項目を御提案いただき、次の委員会で協議することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう進めてまいります。

この後、事務局から様式を各委員の皆様へ送付させていただきますので、11月25日、火曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

以上で調査項目等についての協議を終わります。

次に、次回の委員会についてお諮りいたします。

次回の委員会は、12月2日、火曜日、本会議終了後から委員会を開催することとし、所管事務調査を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。

本日予定していた案件は以上でございます。

皆様からほかに何かありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ほかにないようであれば、以上で本日の委員会を終了いたします。

大変、御苦労さまでございました。

(閉会：午前10時53分)